

○裾野市わが家の専門家診断事業実施要綱

令和 8 年 6 月 2 3 日

告示第 9 3 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、地震発生時における既存建築物の倒壊等による災害を防止するため、裾野市内に存する住宅の所有者、居住者又は管理者が当該住宅の耐震診断を希望する場合、予算の範囲内において、市がわが家の専門家診断実施者を派遣して耐震診断を行う事業に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 一戸建ての住宅、長屋及び共同住宅（国、地方公共団体その他の公の機関が所有するもの及び空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。)第2条第1項の規定に基づく空家等を除く。）をいう。ただし、店舗等の用途を兼ねるものにあつては、当該店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものに限る。
- (2) わが家の専門家診断実施者 市が委託したもの（以下「受託者」）が派遣する静岡県耐震診断補強相談士（静岡県耐震診断補強相談士認定制度要綱（平成13年 7 月23日付け住安第196号建築安全推進室長通知）に基づき静岡県知事が認定した者をいう。）をいう。

(実施主体)

第 3 条 この事業の実施主体は裾野市とし、その実施は、事業実施の可否を除き、受託者がわが家の専門家診断実施者を派遣し行うものとする。

(対象となる住宅の要件)

第 4 条 対象住宅は、次の各号のいずれにも該当しない住宅とする。

- (1) 既存の木造以外の住宅
- (2) 昭和 5 6 年 6 月 1 日以降に建築された住宅（市長が認める増築等を除く。）
- (3) 建築基準法第 9 条に規定する措置を命じられている住宅
- (4) 次に掲げる工法の住宅
 - ア 枠組壁工法
 - イ 丸太組工法

ウ 建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）による改正前の建築基準法第38条に基づく認定工法

（5）過去に、裾野市が行った耐震診断事業の適用を受けている住宅

（6）延べ面積の過半を超える部分が居住の用以外に供されている住宅

2 前項で定める要件のほか、次の各号に掲げる要件を備えている住宅とする。

（1）申請者以外に所有権、借家権等の権利を有している者（以下「権利者」という。）が存する場合 原則として、耐震診断について当該権利者全員の同意が得られていること。

（2）住宅が建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）による区分所有の建物である場合は、耐震診断について同法第3条の規定に基づく管理組合の議決等を経ていること。

（申請手続）

第5条 事業を実施する住宅の所有者、居住者又は管理者で、耐震診断を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（1）裾野市わが家の専門家診断事業申請書（様式第1号）

（2）住宅の建築年が確認できる書類

（3）付近見取図（方位、道路及び目標となる地物を明示したもの）

（4）その他市長が必要と認めるもの

（事業実施の決定）

第6条 市長は、前条に規定する申請書類を受理したときは、当該申込みの内容を審査し、耐震診断の実施を決定したときは、裾野市わが家の専門家診断事業実施決定通知書（様式2号）をもって当該申込者に通知するものとする。

2 市長は、前項に規定に基づき耐震診断の実施を決定する場合において、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

3 市長は、第1項に規定する審査の結果、事業を実施しないことを決定したときは、その理由を付して、裾野市わが家の専門家診断事業実施要件不適合通知書（様式3号）により当該申請者に通知するものとする。

（費用の負担等）

第7条 前条1項の通知を受けた者（以下「受診者」という。）は、この事業の実施に要する経費の一部として、5,000円を市の発行する納付書により速やかに支払うもの

とする。

- 2 市長は、前項の負担金の納付を確認した後、受託者にわが家の専門家診断実施者の派遣を建築士会に依頼するものとする。

(耐震診断の実施)

第8条 前条の規定による派遣の依頼を受けたわが家の耐震診断実施者は、依頼のあった住宅に対し耐震診断を実施し、診断結果を市長及び受診者に報告するものとする。

(事業実施の取消し)

第9条 市長は、受診者が次の各号のいずれかに該当することを認めるときは、事業実施の決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請やその他の不正な行為により事業実施の決定を受けたことが判明したとき。
- (2) その他市長が不適當の認める事由が生じたとき。

- 2 市長は、前項の規定に基づき事業実施の決定を取り消したときは、裾野市わが家の専門家診断事業実施決定取消通知書(様式第4号)により当該受診者に通知するものとする。

(守秘義務等)

第10条 わが家の専門家診断実施者は、耐震診断に関し職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 2 わが家の専門家診断実施者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 申込者に対し、不必要な診断、設計及び工事を勧めること。
- (2) 処理を他に委託し又は請け負わせること。
- (3) その他わが家の専門家診断実施者としてふさわしくない行為をおこなうこと。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行規則)

- 1 この告示は、公示の日から施行する。

様式第 1 号(第 5 条関係)

裾野市わが家の専門家診断事業申請書

年 月 日

裾野市長 様

申請者
住所(所在地)

氏名(名称及び代表者氏名)

裾野市わが家の専門家診断事業実施要綱第 5 条の規定により、耐震診断を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申し込みます。

建 物 名 称	
建 物 所 在 地	
住 宅 戸 数	戸
現 地 立 会 予 定 者	住所 氏名 電話番号
建 築 年 月 日	年 月 頃完成
住 宅 以 外 の 用 途	・あり（ ） ・なし
規 模 ・ 構 造 (桝組壁工法や丸太組 工法の住宅は診断でき ません。)	構造：木造 地上 階 延べ面積 m ² 住宅以外の用に供する面積 m ²
図 面 の 有 無	有・無
添 付 書 類	建物の建築時期のわかるもの、付近見取図
同 意 確 認 欄	☐ 耐震診断の申込み及び実施について権利者全員の同意を得ました（申込者以外に所有権を有する者がいる場合）
連 絡 事 項	増改築がある場合

様式第 2 号(第 6 条関係)

第 年 月 号 日

様

裾野市長 印

裾野市わが家の専門家診断事業実施決定通知書

年 月 日付けで申込みのあったわが家の専門家診断事業については、次のとおり決定したので通知します。

住宅の概要	所 在 地	裾野市		
	構 造	木造		
	階 数	地上	階	
	用 途	住宅		
	延べ面積			

様式第3号(第6条関係)

第 年 月 日 号

様

裾野市長 印

裾野市わが家の専門家診断事業実施要件不適合通知書

年 月 日付けで申込みのあったわが家の専門家診断事業については、内容を審査した結果、下記の理由により実施要件に適合しないので通知します。

記

1 理 由

様式第 4 号(第 9 条関係)

第 年 月 号 日

様

裾野市長 印

裾野市わが家の専門家診断事業実施決定取消通知書

年 月 日付けで決定したわが家の専門家診断事業については、次のとおり取り消したので通知します。

住宅の概要	所 在 地	裾野市		
	構 造	木造		
	階 数	地上	階	
	用 途	住宅		
	延べ面積			